

## 2019 年度 認定こども園豊中愛光幼稚園重要事項説明書

教育・保育を行うにあたり、本園より説明すべき事項は次のとおりです。

### 1. 経営運営主体

事業者の名称	学校法人 豊中キリスト教会学園
代表者氏名	理事長 倉光 弘己
法人の所在地	豊中市末広町1丁目2-28
法人の電話番号	06-6853-9677

### 2. 施設の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園		
施設の名称	豊中愛光幼稚園		
所在地	豊中市末広町1丁目2-28		
電話番号	06-6853-9677		
管理者名	園長 多胡 淳子		
利用定員（2018年度）	0歳児	3名	3歳児 1号 15名 2号 10名
	1歳児	10名	4歳児 1号 20名 2号 10名
	2歳児	10名	5歳児 1号 20名 2号 10名
クラス数	各 1 クラス、合計 6 クラス		
自己評価の概要	園長を中心にして、教職員による保育内容等の評価と、保護者等施設関係者による自己点検評価を実施しています。		
第三者評価の概要	まだ第三者評価は実施していません。		
職員への研修の実施状況	内部研修年3回、外部研修年5回実施		
認可年月日	平成27年4月1日		

### 3. 施設の目的・運営方針

事業の目的	キリスト教主義に基づき環境を整え、教育と保育を一体的に行い、心身ともに健やかな成長と将来の義務教育及びその後の教育の基礎を培うことを目的とします。
理 念	子ども期の遊びの重要性に価値をおき、自由保育及び異年齢保育、宗教教育を通して、自分を愛し、人を愛し、神を愛する子どもたちを育てます。

### 4. 施設の概要

敷 地	全体	763.90㎡		
	園庭	402.95㎡		
建 物	構造	RC構造		
	延べ面積	539.89㎡		
施設の内容	乳児室	1室	保育室	4室
	ほふく室	1室	一時保育室	1室
	調理室	1室	遊戯室	0室
	調乳室	1室	幼児用トイレ	3室
設備の種類	冷暖房（床暖房）、大型簡易プール			
そ の 他	シャトラー（大型総合遊具）、ジャングルジム、鉄棒			

## 5. 職員体制

職 種	職務の内容	常 勤	非常勤
園 長	園の教育・保育及び管理運営の責任者です。	1人	0人
副 園 長	園長を補佐します。	1人	0人
主幹保育教諭等	園長・副園長を助け、子育て支援を担います。	2人	0人
保育教諭等	子どもたちの教育・保育を担当します。	14人	5人
栄 養 士	給食の栄養管理及び調理を行います。	0人	4人
看 護 師	園全体の健康管理と衛生管理を担当します。	0人	0人
事務長	豊中市等の届出業務と事務的業務を管理します。	1人	0人
事務員	受付業務、経理処理等、事務全般を担当します。	1人	1人
園医師、歯科医、薬剤師	園児の健康診断と保健衛生指導を担当します。	0人	5人
チャプレン	キリスト教主義の学校作り全般を担当します。	0人	1人
キリスト教教育担当教諭	特別礼拝のコーディネータを担当します。	0人	3人
学園顧問	園の運営についてアドバイスします。	0人	1人
キンダーカウンセラー	園内外の保護者の子育ての相談に応じます。	0人	1人

本園では、「豊中市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 保育を行う日

開 園 日	月曜日から土曜日
開園時間	午前7時から午後7時
休 園 日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日
その他	行事(運動会等)によっては、行事後の保育を行わない日があります。 1号こどもは、土曜日、夏期休暇中、冬期休暇中、春期休暇中は、休園日となります。2号・3号こどもは、園の行事等の時に、家庭での保育をお願いする協力休園日があります。

\* 警報発令時の対応については別紙「園生活のしおり」を参照

\* 感染症流行時の対応については別紙「園生活のしおり」を参照

## 7. 保育を行う時間

保育を行う時間は、次のとおりとします。

1号こども	教育標準時間	保育時間	午前9時から午後2時
		延長保育	午前8時から午前9時、午後2時から午後6時
2号こども	保育短時間認定 (8時間)	保育時間	午前9時から午後5時
		延長保育	午前7時から午前9時、午後5時から午後7時
	保育標準時間認定 (11時間)	保育時間	午前7時から午後6時
		延長保育	午後6時から午後7時
3号こども	保育短時間認定 (8時間)	保育時間	午前9時から午後5時
		延長保育	午前7時から午前9時、午後5時から午後7時
	保育標準時間認定 (11時間)	保育時間	午前7時から午後6時
		延長保育	午後6時から午後7時

\* 上記以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育が可能です。延長保育の利用にあたっては、通常の保育料のほかに別途利用者負担金が必要となります。

## 8. 提供する保育等の内容

本園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要項、及び新キリスト教保育指針に沿って乳幼児の教育・保育を行います。

### (1) 特定教育・保育の提供

上記7に記載する時間において保育を行うほか、以下の子育て支援事業を行います。

#### ① 園庭開放プログラム

園庭を開放して子どもたちがひと時を過ごし、保護者間の交流の機会を作り、加えて子育てに必要な情報の提供を行います。

#### ② 子育て相談コーナーの開設

子どもを育てることの中で起こる問題や悩みの相談を受け、カウンセラー及び相談員が必要な助言を行います。

#### ③ 一時保育事業の実施

地域の子どもたちが家庭で保育が出来なくなったときに、一時的に子どもたちを園で預かります。

## 9. 食事の提供方法等について

### ① 食事の提供方法

自園調理（調理業務は株式会社メイショクが行います。ただし、委託業者の変更がある場合がございます。）

### ② 食事の提供を行う日

- ・ 保育を行う日は、毎日給食の提供を行います。ただし、1号こどもと2号こどもは、水曜日はお弁当日となります。
- ・ 行事等に併せてお弁当を持参するよう、お願いする日があります。
- ・ 献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。
- ・ 子どもたちの年齢に応じて、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	おやつ	昼食	おやつ	備考
0歳児～2歳児	9時30分頃	11時頃	午後3時頃	
3歳児～5歳児		11時30分頃		
1号こども				
2号こども			午後3時頃	

### ③ アレルギー対応状況

食物アレルギーなどと診断された園児のために、可能な範囲で代替食品による調理や原因食品の除去を行いますので、あらかじめご相談ください。その際、医師による診断書の提出が必要です。食物アレルギー対応マニュアルがあります。

### ④ その他の衛生管理

- ・ 日々の健康管理の確認及び検便検査の実施（月に1回）による調理従事員及び教職員の健康管理を行っています。
- ・ 調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

## 10. 送迎について

- ① 送迎については、事前に届け出をされた登降園時間を守ってください。
- ② 送迎は届出された大人の方（16歳以上）がしてください。他の方が送迎される場合は事前にお知らせください。連絡がいただけないときは、保護者の方に確認の連絡をさせていただきます。
- ④ 園の動物門（玄関門）はオートロックとなっています。1号こどもは、インターフォンにより門を開錠いたします。2号・3号こどもは、入園時に配布する開閉用のカードリーダーを使用し、登園してください。扉の開閉は必ず保護者がしてください。

## 11. 行事について

園の行事については別紙「園生活のしおり」を参照してください。

## 12. 園外保育について

3～5 歳児クラスは、公共交通機関および貸し切りバスを利用して、園外保育に行くことがあります。行先・持ち物等については、事前にお知らせします。

## 13. 入園時に提出していただく書類等

- ① 園児調査票
- ② 健康診断書
- ③ 引き渡しカード
- ④ 子どもの健康履歴（生育歴）（3号のみ）
- ⑤ 子どもの生活習慣調査表（3号のみ）
- ⑥ アレルギー調査表（必要な方のみ）

## 14. 家庭と園との連絡について

家庭との連絡方法については、別紙「園生活のしおり」を参照してください。

## 15. 健康診断について

健康診断等については、別紙「園生活のしおり」を参照してください。

## 16. 保育料等利用者（保護者）費用

- ① 特定教育・保育に係る利用者（保護者）負担（基本保育料）  
支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。  
保育料の納入は口座振替をご利用ください。口座引き落とし日は毎月10日です。ただし、4月分は現金で園に納入していただきます。
- ② 教育・保育の質の向上を図るために、保護者から別表1に掲げる特定保育料の納入をお願いしています。
- ③ 延長保育料  
認定区分ごとに定められた保育時間を超えて保育を利用する場合は、通常の保育料のほかに、別表2にある利用者（保護者）負担料が必要となります。
- ④ 保育を行う上で必要となる実費費用に係る利用者（保護者）負担金等  
・①に掲げる保育料のほか、別表2に掲げる費用を負担していただきます。
- ⑤ その他費用  
PTA会費として、別表3に掲げる費用の徴収があります。

## 17. 利用の開始について

本園の利用については以下の通りとします。

### (1) 1号認定こども

豊中市の支給認定を受けた場合は、以下の理由がある場合を除き、入園申込に応じます。

- ① 利用定員に空きがない場合
- ② 利用定員を上回る利用申し込みがあった場合  
・この場合の入園選考方法は、「園則兼運用規則第17条」を参照してください。
- ③ 入園希望者に特別の事情があると認められ、本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合

### (2) 2号認定こども・3号認定こども

豊中市の支給認定を受け、豊中市の利用調整の結果により入園が決まった場合は、入園申込に応じます。

## 18. 利用の終了について

本園は、以下の場合には保育の提供を終了します。退園届を園へ提出してください。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 園児の保護者等が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 豊中市外に転出するとき（2号こども・3号こどもの場合）
- ④ 長期（2か月以上）欠席するとき
- ⑤ その他、利用（保育）の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 19. 入園後の手続きについて

次の場合は園へ速やかに届け出をしてください。

- ① 家庭状況に変更があった場合
- ② 退園を希望する場合

## 20. 園の生活について留意していただきたいこと

園生活の留意事項は「園生活のしおり」を参照してください。

## 21. 緊急時の対応方法

保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。

嘱託医 医師	医院名 氏名 所在地 電話	ふじわら医院 藤原 耕三 豊中市本町2丁目1-45-101 06-6151-2552
嘱託医 歯科医	歯科院名 氏名 所在地 電話	室井歯科 室井 誠 豊中市岡上の町2丁目3-4 06-6841-7585
嘱託医 医師	医院名 氏名 所在地 電話	鈴江眼科 佐川 正治 豊中市本町1丁目1-1 豊中阪急ビル6F 06-6854-8660
嘱託医 医師	医院名 氏名 所在地 電話	おがわ耳鼻科 小川 佳伸 豊中市庄内西町5丁目1-77-2F 06-6333-3319
救急隊	管轄消防署名 所在地 電話	豊中市北消防署 豊中市岡上の町1丁目8番24号 06-6853-2345

## 22. 非常災害時の対策

非常時の対応	例) 別途に定める、消防計画書により対応します。		
避難訓練	月1回実施		
防災設備	自動火災報知機	誘導灯	非常用電源
	ガス漏れ報知器	非常警報装置	消火器
避難場所	克明小学校、豊中第5中学校		

## 23. 賠償責任保険の加入

当園では以下の保険に加入しています。

保険会社	全日私幼稚園連合会
保険の種類	賠償責任保険、傷害保険

## 24. 保育内容に関する要望・相談・苦情

相談・苦情受付担当者	副園長 川村 奈央
相談・苦情受付責任者	園長 多胡 淳子
第三者委員	八田勝仁 電話06-6863-4623 砂田京子 電話06-6843-9178
受付方法	面接・電話・文書等の方法で要望・相談・苦情を受け付けます。

別表1 教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められる利用者負担（特定保育料）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
施設設備充実費 1号こども 2号こども	他団体施設使用料及び施設設備維持のための準備金として	2019年度入園者 月額 2,000円×10ヶ月 年額 20,000円

別表2 教育・保育の提供に要する実費に係わる利用者負担

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
1号こどもの給食費	食材・主食費として	月額 4,000円
2号こどもの給食費	食材・主食費として	月額 1,000円
絵本代	良質な絵本を子どもたちに提供することで、言語教育やイメージ力の涵養を補完するための補助教材を提供するため。	月額 400円
入園時の用品代	教育・保育を行うために必要な衣服等や用具類を備えるため。	1号・2号 16,000円 3号こども 4,300円
遠足費	課外活動保育を実施するため。	交通費等必要経費実費相当
卒園積立金	年長児のみで、卒園時の必要費用を計画的に賄うため。	月額 500円
卒園アルバム代	年長園児のみで、卒園時の必要費用を計画的に準備するため。	月額 1,500円
預かり保育 1号こども	実施に伴う諸費用を賄うため。	2時間 300円
延長保育 2号こども・3号こども	実施に伴う諸費用を賄うため。	1時間 200円

別表3 その他費用

PTA会費	PTA活動を円滑に行うための諸費用を賄うため	月額 700円
-------	------------------------	---------

諸注意 : 2019年度（平成31年度）10月から、乳幼児教育の無償化が国の方針として出されていますが、具体的な内容はまだ示されていません。方向が決った時点で、上記「別表1. 別表2」の内容に変更が出るのが考えられます。予めご了承ください。